

名古屋市達第 4 号

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所に次の組織を置く。 区 政 部 (略) 企画経理課 (略) 課 長 補 佐 (<u>区</u> の特性に応じたま ちづくりに係る企画 調整) (中村区に限 る。) (略) 地域力推進課 (略) 課 長 補 佐 (<u>安心・安全で快適な まちづくりの企画</u>) (東区に限る。) (略) 課 長 補 佐 (地域の魅力の向上・ 発信) (千種区、昭 和区、瑞穂区、熱田 区、南区、緑区及び 名東区に限る。)	第 1 条 区役所に次の組織を置く。 区 政 部 (略) 企画経理課 (略) 課 長 補 佐 (<u>地域の魅力のプロモ ーション</u>) (中村区 に限る。) 課 長 補 佐 (<u>スマート窓口に係る 業務改革</u>) (<u>東区、 中村区及び緑区に限 る。</u>) (略) 地域力推進課 (略) (略) 課 長 補 佐 (地域の魅力の向上・ 発信) (千種区、 <u>東 区</u> 、昭和区、瑞穂 区、熱田区、南区、 緑区及び名東区に限

課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）（西区に限る。）

（略）

市民課

（略）

課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）

（略）

保健福祉センター

福祉部

民生子ども課

（略）

課長補佐（子ども家庭支援）（中川区、港区及び名東区を除く。）

課長補佐（地域子育て支援）（中川区、港区及び名東区に限る。）

課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）（中川区、港区及び名東区に限る。）

（略）

担当課長（生活保護）（中川区及び南区に限る。）

（略）

担当課長（医務総括）（東区、西区及び昭和区に限る。）

（略）

る。）

課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）（西区に限る。）

課長補佐（広報）（西区に限る。）

（略）

市民課

（略）

課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）

課長補佐（個人番号カード交付等に係る調整）

（略）

保健福祉センター

福祉部

民生子ども課

（略）

課長補佐（子ども家庭支援）（千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区を除く。）

課長補佐（地域子育て支援）（千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。）

課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）（千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。）

（略）

担当課長（生活保護）（中川区、港区及び南区に限る。）

（略）

担当課長（医務総括）（東区、西区、昭和区及び熱田区に限る。）

（略）

保健予防課

(略)

課長補佐(医務)(東区、西区及び昭和区を除く。)

(略)

課長補佐(母子保健に係る子ども家庭支援)(中川区、港区及び名東区を除く。)

課長補佐(母子保健に係る地域子育て支援)(中川区、港区及び名東区に限る。)

課長補佐(母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括)(中川区、港区及び名東区に限る。)

(略)

担当課長(医務)(守山区に限る。)

2 (略)

第1条の3 保健管理課、健康安全課及び保健予防課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する担当課長並びに環境薬務課及び公害対策課は、福祉部に属しないものとする。

第2条 課の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

区政部

(略)

企画経理課

(1)～(6) (略)

(7) 地域住民等と連携した主として区の特性に応じたまちづくりに係る企画及び調整に関すること(中村区に限

保健予防課

(略)

課長補佐(医務)(東区、西区、昭和区及び熱田区を除く。)

(略)

課長補佐(母子保健に係る子ども家庭支援)(千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区を除く。)

課長補佐(母子保健に係る地域子育て支援)(千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。)

課長補佐(母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括)(千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。)

(略)

2 (略)

第1条の3 保健管理課及び健康安全課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する担当課長並びに環境薬務課、公害対策課及び保健予防課は、福祉部に属しないものとする。

第2条 課の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

区政部

(略)

企画経理課

(1)～(6) (略)

(7) 地域住民等と連携した主として地域の魅力のプロモーションに関すること(中村区に限る。)

<p>る。)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉センター</p> <p>(略)</p> <p>保健予防課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>担当課長(医務)</u></p> <p><u>(1) 区長の指定する医務に関すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(8)・(9) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉センター</p> <p>(略)</p> <p>保健予防課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。